

農薬登録制度に関する懇談会について

農薬登録制度に関する懇談会（以下、懇談会）において現在議論されている、農薬の短期暴露による人健康に及ぼす影響評価制度の導入については、欧米と比較しても遅れておりその必要性について異議を唱えるつもりは毛頭ありません。しかしながら、今回の懇談会の進め方等については個人的に疑問を感じています。以下に、小職の疑問を感じる点を列挙しますので、懇談会の中で事務局としてのお考えをご提示頂けると幸甚です。

1. 懇談会の役割は、第 1 回目の懇談会(平成 19 年 12 月 5 日)の折に、有識者からの次のような意見を適宜、施策に反映させると説明を受けました(第 1 回懇談会資料 1: 農薬登録制度に関する懇談会資料、スライド 79 枚目)。
「登録制度の見直しの方向性に関する意見」
「農薬の優先度リストの作成などの農薬登録制度の運用に関する意見」
したがって、今回提示されている様な評価手法の具体的な技術論について議論するのではなく、急性暴露評価導入に関する制度論や方向性、課題、導入に向けてのスケジュールなどについて意見交換すべきではないでしょうか。
2. 前述のように、登録制度の見直しの方向性について議論するのであれば、この中には当然ながら新たな制度の導入にともなう課題についても議論されるべきだと考えます。前回の懇談会において、「導入にともなう食品流通や消費現場も含めた関係者の混乱回避に向けた議論をすべき」といった意見もありました。今回提示されている資料においてこの点については全く触れられず、また議事録にも記載がありません。このことについて、懇談会の事務局はじめ関係部局のお考えをお伺いしたいと思います。
3. 前回の懇談会の翌日に、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会が開催されました。そこでは急性暴露評価導入の方向性が示され、且つ今回の懇談会でも取り上げられる予定の優先化合物の考え方が提示されていることに驚き、前回の懇談会は何だったんだろうと考えずにはおれません。農薬取締法の主管官庁である農林水産省として、この経緯について説明していただきたいと思います。
4. 前回の懇談会の議事録に、「農産物の残留基準超過が判明した場合のコミュニケーション等のあり方については、上記と別途議論する。」と記載されていますが、具体的にはどのような手法およびスケジュールをお考えでしょうか。

以 上

平成 26 年 7 月 29 日
農薬登録制度に関する懇談会メンバー 山本 廣基